

「第5種/第8種 ホスティングサービス Web 改ざん検知サービス」利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、この「第5種又は第8種ホスティングサービス Web 改ざん検知サービス」利用規約(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、「第5種又は第8種ホスティングサービス Web 改ざん検知サービス」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 第5種又は第8種ホスティングサービス Web 改ざん検知サービス契約者(以下「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は契約者と当社との間における本サービスのご利用に係る条件について適用します。ただし、本規約に定めていない提供条件については、IP通信網サービス契約約款の第5種又は第8種ホスティング契約に係る規定並びに当社ホームページ及び申込書の定めるところによります。

(本規約の変更)

第3条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. 本規約の変更は、第25条(通知の方法)に定める方法により契約者に通知を行うものとし、当該通知が完了した時点で、効力を生じるものとします。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のホームページ(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。

(定義等)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IP通信網サービス契約約款	当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款
第5種又は第8種ホスティング契約	IP通信網サービス契約約款第4条の7に規定する第5種又は第8種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
第5種又は第8種ホスティング契約者	当社と第5種又は第8種ホスティング契約を締結している者
第5種又は第8種ホスティングサービス	IP通信網サービス約款別冊(ホスティングサービス)第3条の4に規定するホスティングサービス

ホームページ制作更新サービス	第5種ホスティングサービス ホームページ制作更新サービス
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 サービス

(サービスの内容及び提供)

第6条 本サービスは、第5種又は第8種ホスティング契約者のうち、法人を対象として、契約者が指定するウェブサイトのコンテンツを定期的に解析し、セキュリティ的に問題のある不正な改ざんの有無をチェックするセキュリティサービスを提供します。

2 本サービスに係る料金等は、別表1に定めるところに従い料金を請求します。

3 本サービスに係る提供条件は、本規約に定めるほか、当社ホームページおよび株式会社セキュアブレインのホームページに定める仕様によります。

4 当社は、本サービスの提供にあたって、自己の裁量により本サービスの全部又は一部を第三者に委託するものとします。契約者は、当社及び当社の委託先に対して、本サービスの対象となるホームページに係るソースコードの解析および付随する業務を行うことをあらかじめ許諾するものとします。

5 本サービスのうち、一部のサービスについては、ホームページ制作更新サービス契約者のみを対象とするものがあります。

第3章 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、第5種又は第8種ホスティングに係る1の契約につき1の本サービスを締結します。

2 本サービスの利用にあたっては第5種又は第8種ホスティングサービス契約が必要となります。

(契約の利用申込)

第8条 本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きに従って申込みいただきます。

(契約申込の承諾)

第9条 当社が、本サービスの利用申込を承諾した場合は電子メール等により通知します。

2 当社は、次の場合には本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。申込の承諾後においても、次の事項が判明した場合は、当社は、申込の承諾を取り消すことができるものとします。

- (1) 契約者が実在しないとき又はそのおそれがあるとき
- (2) 利用申込書等に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがあるとき。
- (3) 契約者が第5種又は第8種ホスティングサービス契約者と同一でないとき。

- (4) 本サービスに係る契約の申込みをした者が本サービス又はIP通信網サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) 本サービスに係る契約の申込みをした者が、第 21 条(契約者の義務)又は第 22 条(禁止事項)に違反している又は違反する恐れがあると当社が判断したとき。
 - (6) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (7) その他、本サービスに係る当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社が申込みを承諾しないときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(届出事項の変更)

- 第 10 条 契約者は、本サービスに係る契約申込の際、又はその後当社に届け出た内容に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。
- 2 当社は、契約者の登録情報が不正確もしくは不十分であった場合、又は必要書類の提出をしなかった場合など、契約者の責めに帰すべき事由に基づき登録情報を変更できなかった場合、これに基づき発生した損害に対して一切その責任を負いません。
- 3 当社は、登録されている連絡先が有効なものでない場合、又は契約者が連絡先情報の提供を拒んでいる場合、その不達に起因して発生した損害について、一切その責任を負いません。

(最低利用期間)

- 第 11 条 本サービスには、最低利用期間を設けません。

(権利の譲渡の禁止)

- 第 12 条 契約者は、本サービスに係る契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

(契約者が行う契約の解除)

- 第 13 条 契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、当社に提出していただきます。
- 2 第 5 種又は第 8 種ホスティング契約又は本サービスに係る契約等を解除しようとするときは、それぞれの契約約款、利用規約の規定に基づいて、手続きしていただきます。

(当社が行う契約の解除)

- 第 14 条 当社は、契約者が本規約又は第 5 種又は第 8 種ホスティング契約の規定に違反したときは、本サービスに係る契約を解除することがあります。
- 2 当社は、第 17 条(利用停止)に基づき本サービスの利用を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されない場合、本サービスに係る契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前項までの定めにより、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを

通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 4 当社は、前項までの規定による本サービスに係る契約の解除により生じた損害に対し、一切その責任を負いません。

(契約終了後の措置)

第 15 条 本規約の定めに従い、本サービスに係る契約が解除され又は終了した場合、本サービスの提供を終了させていただきます。

- 2 契約者は、本サービスに係る契約終了の月までに発生した本サービス利用料を含む、本サービス使用に関連し発生した当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で支払うものとします。

第 4 章 料金の支払義務

第 16 条 契約者は当社に対して、料金表の別紙1に規定する初期費用及び月額料金の支払いを要します。

- 2 この規約に定めていない料金の取り扱いについては、当社の IP 通信網サービス契約約款料金表通則によるものとします。

第 5 章 利用停止等

(利用停止)

第 17 条 当社は、契約者が本規約を遵守しない場合又はその合理的な疑いがあると判断される場合、当社は事前の通知なく、本サービスの全部又は一部の利用を停止し、又は停止のために必要な措置を取ることができるものとします。なお契約者は利用停止期間に発生した料金を支払うものとします。

(サービスの終了)

第 18 条 当社は、業務提携先の解散、消滅、又は業務提携先と当社との契約の終了等本サービスの提供が困難となった場合、本サービスを終了することがあります。

- 2 当社は、本サービスを終了する場合、終了する 2 ヶ月前までにその旨を当社ホームページへの公開及び電子メール等、当社所定の方法で通知します。ただし、この通知が到達しない場合であっても、本サービスの終了の効果に影響を与えないものとします。

- 4 当社は、前 3 項の規定による本サービスの提供の終了により生じた損害に対し、一切の責任を負いません。

第 6 章 損害賠償等

(責任の制限)

第 19 条 当社は、本サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(当社が受けた損害)

第 20 条 当社は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合は、契約期間又は契約解除後にかかわらず、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第7章 契約者の義務

(契約者の義務)

第21条 契約者は、本サービスを通じて得られた、本サービスに係る契約者のホームページに対する不正な改ざん等結果(以下、「改ざん結果情報」と言います。)を適切に管理するものとします。

(禁止事項)

第22条 本サービスの利用に関する禁止事項については、IP通信網サービス契約約款の第5種又は第8種ホスティング契約に係る規定並びに当社ホームページ及び申込書の定めるところによります。

第8章 付則

(登録情報の開示)

第23条 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において、委託先に契約者の情報を提供することを承諾します。

(通知の方法)

第24条 本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号いずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(1) 当社 Web サイト上への掲載

掲載された時

(2) 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送又は、電子メールアドレスへの電子メールの送信

通知が発送又は発信された時

(3) 当社が適切と判断する方法

当該通知の中で当社が指定した時

(免責の承認)

第25条 当社は、本サービスを利用して得られた改ざん結果情報の内容について、不正改ざん等の検知結果の正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行いません。

2 改ざん結果情報の内容又はその使用態様に起因して、改ざんを行った者、改ざんされたホームページを閲覧した者又はその他の第三者との間で生じた紛争については、契約者が自己の責任と負担においてこれを解決し、当社はいかなる責任や負担も負わないものとします。

3 当社は本サービスを本条の免責を前提にして提供するものであり、本条の免責に同意しない契約者に対して、本サービスを提供するものではありません。

(個人情報の取扱い)

第26条 当社は、本サービスの提供により当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるとこ

るによります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

(第5種又は第8種ホスティング契約と同時申込の場合の料金の計算方法)

- 第27条 第5種又は第8種ホスティング契約と同時申込の場合、当社が本サービスの提供を開始した日を利用開始日、利用開始日を含む月を利用開始月とし、利用開始月については月額料金が発生せず、利用開始月の翌月から月額料金が発生します。
- 2 本サービスにおける月額料金については、毎月、暦月に従って計算した1ヶ月単位の料金の額とし、日割精算は行わないものとします。

(本サービスのみ申込の場合の料金の計算方法)

- 第28条 本サービスのみ申込の場合、当社が本サービスの提供を開始した日を利用開始日、利用開始日を含む月を利用開始月とし、利用開始日を含む利用開始月のみ日割精算とさせていただきます、以降は毎月、暦月に従って計算した1ヶ月単位の料金の額とさせていただきます。

(その他の料金計算方法)

- 第29条 本サービスの初期費用については、初回月額料金請求時に請求します。
- 2 料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
 - 3 本サービスの解約においては、解約月の料金を日割精算とさせていただきます。

別紙1

第5種又は第8種ホスティングサービス Web 改ざん検知サービス利用規約

別表1 料金表

初期/変更(第五種)	2,000 円
初期/変更(第八種)	4,000 円
10頁 月額	500 円
100頁 月額	3,000 円
メンテナンス画面設置※	4,000 円

※メンテナンス画面設置については、ホームページ制作更新サービス契約者のみを対象とします。

附則（平成 27 年 10 月 2 日 ACサ 500737 号）

1 本契約は、平成 27 年 10 月 6 日から実施します。

附則(平成 27 年 10 月 29 日 AC サ500852号)

(実施期日)

この改訂規約は、平成 27 年 11 月 4 日から実施します。

以下の附則は、平成 27 年 11 月 4 日から平成 28 年 3 月 31 日までの新規申込受付分(かつ利用開始日が平成 28 年 4 月 30 日まで)について適用されます。

第 2 条 本規約別表 1 に定める料金表にかかわらず、本申込書により申し込まれた初期工事費(「初期(第五種)」及び「初期(第八種)」)の支払いを要しないものとします。

附則(平成 28 年 3 月 28 日 AC サ 501451 号)

(実施期日)

この改訂規約は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

以下の附則は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 28 日までの新規申込受付分(かつ利用開始日が平成 28 年 5 月 31 日まで)について適用されます。

第 2 条 本規約別表 1 に定める料金表にかかわらず、本申込書により申し込まれた初期工事費(「初期(第五種)」及び「初期(第八種)」)の支払いを要しないものとします。